

酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 23 年 11 月 17 日

全国卸売酒販組合中央会
酒類ガイドライン遵守推進本部

「 需給バランス調整機能 」

委員 内藤 悟

札幌は、紅葉を終えた木々がその葉を落とし、冬を迎えようとしています。来週の天気予報は「雪」の登場です。年末の需要期もうすぐそこにきています。

3月11日に起きた東日本大震災は、同時に引き起こした大津波により多くの尊い命とそして原発事故により、我が国に大きなダメージをもたらし継続しています。この震災以降、生活者の価値観は変化しその消費行動も変化しました。また我々卸売業も、生産者の製造拠点の直接的被害と供給網の混乱により、一時的な需要と供給のバランスが変化し安定供給に苦戦しました。食品、酒類、日用品は、その需給バランスから特売が減少し、生活者は従来に比べると高い売価での購入をしました。しかし、これは我々酒類業界の生販三層にとって酒類ガイドラインに近い価格に変化したということでした。

未曾有の災害がもたらした、需給バランス変化、しかし、これはごく短期間で元に戻り終わりました。

縮小していく酒類マーケットという事実。

酒類小売業免許が、平成15年9月に人口基準廃止により自由化となり、小売業の需給調整を失った事実。

生産者は、自らの生産性を引き上げ、縮小していくマーケットの中でもシェアアップを図る性を持ち続け、生産、輸入調整はできない事実。

そして我々酒類卸売業は「卸売免許の要件緩和」で需給調整要件を緩和され生販三層に残る最後の「需給バランス調整機能」を失うかもしれません。

かつて卸売業が果たしていた需給バランスの調整機能とは別ものですが、ライセンスに具備されていた需給調整まで失うのは、問題であると思います。

未成年者飲酒防止、飲酒運転防止、WHOの世界戦略、酒税保全、我が国古来の酒類文化と地域流通の存続の為のこれからの時代の酒類事業のあり方を反映し、そして需給バランス調整機能をもった「酒類事業法」の制定を強く希望します。

○ 平成 23 年 10 月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

期間 区分	10 月			1 ～ 10 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	209,745	219,640	95.5	2,221,508	2,319,833	95.8
発泡酒	68,400	76,343	89.6	716,224	818,282	87.5
新ジャンル	155,990	155,171	100.5	1,609,707	1,571,485	102.4
計	434,135	451,154	96.2	4,547,439	4,709,600	96.6